

平成 24 年 4 月 3 日

白井市長
伊澤史夫様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫



ご要望に対する弊社回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」といいます。）により、貴市をはじめ広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をいただいておりますことに、重ねて心よりお詫び申し上げる次第でございます。

さて、平成 24 年 3 月 13 日にいただきました「放射性物質の除染等の措置に要した費用の請求について」に関し、下記の通り、ご回答させていただきます。

記

本件事故により地方公共団体さまに生じた損害に対する賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」といいます。）」等を踏まえ、下水道事業・上水道事業等に対する取り組みを始めているところでございます。

下水道事業・上水事業等以外に関する損害賠償につきましても、中間指針等を踏まえ、賠償対象範囲や手続き等の検討を鋭意進めているところでございます。誠に申し訳ありませんが、準備が整い次第、機会を改めましてご説明させていただきますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

平成 24 年 4 月 3 日

白井市長
伊澤史夫様

東京電力株式会社
東葛支社長 森下 義人



ご要望に対する弊社回答について

弊社福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

また、白井市様におかれましては、飛散した放射性物質の対策に日々大変なご尽力をいただいておりますことに、重ねて心よりお詫び申し上げる次第でございます。

さて、平成 24 年 3 月 13 日にいただきました「放射性物質の除染等の措置に要した費用の請求について」の受領に際し、伊澤市長様から口頭にてご要望頂きました 2 点につきまして、下記の通り、ご報告させていただきます。

記

1、 除染により発生した汚泥の一時保管場所の提供について

白井市様には、除染により発生した汚泥の一時保管場所の確保について、大変なご迷惑・ご負担をおかけしていることをお詫び申し上げます。

汚泥の引き取り、当社敷地内の保管につきましては、関係自治体・近隣住民のご理解を得る必要があることを考慮すると、適当な用地の確保は極めて困難と思われまます。しかしながら、今後も国を始め関係する皆さまとご相談しながら、更に検討を進めて参ります。

2、 迅速・的確な情報提供について

現在置かれている弊社の状況を考えますと、震災以前のような情報発信は困難と思われまます。出来得る限り迅速に情報発信に努めるとともに、今後の白井市様のエネルギー方策についても貴市関係箇所の皆さまと連携をとりつつ、誠意を持って専門部署がご相談を承る所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上